

# 特定非営利活動法人横浜ポップスウインドオーケストラ運営細則（公開版）

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この運営細則（以下「本細則」という。）は、特定非営利活動法人横浜ポップスウインドオーケストラ（以下「当団」という。）の定款第54条に基づき、定款の施行に必要な事項及び当団の楽団運営に関する実務的事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定款との関係）

本細則は定款を補完するものであり、本細則の定めが定款に抵触する場合は、定款の定めるところによる。

### 第3条（用語の定義）

本細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. **正会員** 定款第6条第1号に定める個人会員をいう。
2. **賛助会員** 定款第6条第2号に定める個人及び団体をいう。
3. **楽団員** 正会員のうち、演奏者として登録し、当団の演奏活動に参加する者をいう。
4. **入会** 正会員又は賛助会員として当団に加入することをいう。
5. **入団** 正会員のうち楽団員として演奏活動に加わることをいう。入会のみを認め、入団を認めない場合がある。

---

## 第2章 団籍

### 第4条（入団の手続き）

1. 入団を希望する者は、原則として事前に練習を見学したうえで、所定の「正会員入会申請書兼 演奏者登録申請書」を提出する。
2. 事務局は、申請内容並びに当団の募集要件（年代、楽器経験、参加可能性、募集パートの状況等）を踏まえて審査し、次のいずれかを決定する。
  - 入会及び入団を認める
  - 入会のみを認める
  - 入会及び入団を認めない
3. 入団を認めない場合の取扱いは、定款第7条第2項の定めるところによる。

### 第5条（提出書類）

入団が認められた者は、所定の「正会員登録票」を提出する。登録票には、氏名（ふりがな）、住所、生年月日、連絡先、担当パートその他当団が必要と認める事項を記載する。

### 第6条（入団日及びアカウントの発行）

1. 入団日は、正会員登録票の記載に基づき事務局が定める。
2. 当団は、楽団員に対し、団内の情報共有及び連絡のため、理事長が指定する情報共有システム（以下「所定の連絡手段」という。）のアカウントを発行する。ただし、一部の情報共有システムのアカウントは、役員及び事務局メンバーに限り発行する。

## 第7条（長期欠席時の取扱い）

当団は休団制度を設けない。仕事・家庭・療養等の事情により長期にわたり活動に参加できない場合は、事務局が本人と協議のうえ、個別に対応する。

## 第8条（退団）

1. 楽団員が退団しようとするときは、定款第10条に基づき、所定の退会届（「正会員退会申請書兼 演奏者退団申請書」）を事務局に提出する。
2. 退団に際しては、貸与を受けている楽器・備品・楽譜その他当団の物品を速やかに返却する。
3. 退団後は、当団が発行したアカウント及び共有ディレクトリへのアクセス権を停止する。
4. 既に納入した会費は、定款第12条に基づき返還しない。
5. 退団後、引き続き賛助会員として当団を支援することができる。この場合、当該事業年度（翌年3月末まで）の賛助会員会費は要しない。

## 第9条（資格の喪失及び除名）

1. 正会員の資格喪失は、定款第9条の定めるところによる。
  2. 除名は、定款第11条の定めるところによる。除名に先立ち、対象者に弁明の機会を与える。
- 

## 第3章 会費・費用

### 第10条（会費）

1. 当団の会費の額は総会の議決に基づき、保険料の額は加入する保険の定めに基づき、別表1に定める。
2. 楽団員は、年会費に加え、第4章に定めるスポーツ安全保険の保険料を負担する。
3. 演奏会費は徴収せず、年会費に含むものとする。

### 第11条（会費の納入方法及び時期）

1. 楽団員は、毎事業年度の期首（4月中を目処）に、当該年度の年会費及び保険料を合算した額（別表1参照）を、口座振込又は現金手渡しにより一括して納入する。
2. 年度の途中で入団した者は、入団した月から当該年度の3月までの月数に応じた年会費及び保険料（別表1参照）を、口座振込により納入する。
3. 前項の振込期限は、正会員登録票の提出から2週間以内とする。
4. 振込先口座は、別表1-3に定める。

### 第12条（会費の滞納）

1. 会費の納入が確認できない場合、事務局は本人に督促を行う。
2. 継続して1年以上会費を滞納したときは、定款第9条第3号により正会員の資格を喪失する。

### 第13条（既納会費の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、定款第12条により返還しない。

---

## 第 4 章 保険

### 第 14 条（スポーツ安全保険への加入）

1. 楽団員は、活動中の事故に備え、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するものとする。
2. 加入手続きは、当団が団体として一括して行う。

### 第 15 条（保険料の負担）

保険料は楽団員の個人負担とし、第 11 条に定める会費と併せて納入する。

### 第 16 条（同居家族等の加入）

楽団員の同居家族（子ども等）が加入を希望する場合は、正会員登録票の通信欄等によりその旨を申し出る。当団は、当該家族分の加入手続きを併せて行うことができる。

---

## 第 5 章 楽器・備品・楽譜

### 第 17 条（楽器・備品の貸与）

1. 当団が所有する楽器・備品の貸与を希望する楽団員は、事務局に申請する。
2. 貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもってこれを使用・保管し、貸与期間の終了又は退団時に返却する。
3. 故意又は過失により破損・紛失した場合の取扱いは、事務局と協議のうえ定める。

### 第 18 条（楽譜の取扱い）

楽団員に提供される楽譜は、当団の活動の範囲内で使用するものとし、他の楽団等に流用してはならない。

### 第 19 条（練習場所の使用）

楽団員は、公共施設その他の練習場所を使用するにあたり、各施設の利用規則及び当団の案内に従う。

---

## 第 6 章 練習・活動参加

### 第 20 条（練習参加の原則）

楽団員は、毎回の練習に可能な限り参加することを基本とする。

### 第 21 条（他団体との兼団）

他団体への所属（兼団）の可否は問わない。ただし、練習日が当団の活動と重複する場合等は、当団の活動を優先するものとする。

### 第 22 条（出欠連絡）

楽団員は、練習及び本番の出欠について、原則として 1 週間前を目処に、所定の連絡手段により連絡する。

### 第 23 条（本番への参加）

楽団員は、演奏会その他の本番に原則として参加する。

## 第 24 条 (エキストラ)

当団は、必要がある場合、会員以外の演奏者に本番への出演を依頼することができる。

## 第 25 条 (練習・演奏会の中止)

1. 災害、荒天その他やむを得ない事情により、練習又は演奏会を中止することがある。
2. 中止の決定は、理事長又は事務局が行い、所定の連絡手段により速やかに周知する。

---

## 第 7 章 情報・コンプライアンス

### 第 26 条 (個人情報の取扱い)

1. 当団は、楽団員及び関係者の個人情報を、当団の運営及び連絡の目的の範囲内で取得・利用・管理し、本人の同意なく目的外に利用し、又は第三者に提供しない。
2. 当団は、退団後も、法令又は運営上必要な期間、個人情報を保存することがある。

### 第 27 条 (写真・動画・氏名等の使用)

1. 当団は、練習・演奏会・イベント等で撮影した写真・動画を、当団の広報（ホームページ、SNS、印刷物、多言語発信等）に使用することがある。
2. 楽団員は、入団にあたり前項の使用に同意するものとする。使用を望まない場合は、あらかじめ事務局に申し出る。

### 第 28 条 (アカウント・データの管理)

楽団員は、当団から発行されたアカウント及び共有データを適切に管理し、第三者に貸与・開示してはならない。退団時の権限停止は第 8 条第 3 項による。

### 第 29 条 (ハラスメントの防止)

1. 楽団員及び関係者は、性的・精神的・身体的その他あらゆるハラスメントを行ってはならない。
2. ハラスメントに関する相談があった場合、事務局は事実関係を確認し、必要な措置を講ずる。重大な場合は、定款第 11 条の除名手続きの対象となり得る。

---

## 第 8 章 楽団運営組織

### 第 30 条 (楽団代表及び楽団副代表)

1. 当団に、楽団としての運営を統括する楽団代表を置く。楽団代表は、法人の理事長とは別に定めることができる。
2. 楽団代表を補佐する者として、楽団副代表を置く。

### 第 31 条 (セクションリーダー)

1. 当団に、次の 3 セクションごとにセクションリーダーを置く。
  - ・ 金管セクション
  - ・ 木管セクション
  - ・ リズムセクション (パーカッション、ドラム、ベース、ギター、キーボード等からなる)
2. セクションリーダーは、法人組織における事務局に属する。

### 第 32 条（役職の選任、任期及び解任）

1. 楽団代表、楽団副代表及びセクションリーダーは、理事長が指名する。
2. これらの役職の任期は定めない。
3. 理事長は、必要があると認める場合、これらの役職を解任することができる。

### 第 33 条（法人組織との関係）

楽団組織の各役割は、定款に定める理事会及び総会の議決並びに法人運営の方針に従って職務を行う。

---

## 第 9 章 雑則

### 第 34 条（細則の改廃）

本細則の改廃は、定款第 54 条に基づき、理事会の議決を経て理事長が行う。

---

## 附則

1. 本細則は、2026 年 7 月 1 日から施行する。
- 

## 別表について

本公開版では、別表 1（会費・保険料一覧。振込先口座を含む）及び別表 2（楽団役職現任者一覧）は団内資料として掲載を省略している。会費の概要については、当団の入団案内又は事務局へのお問い合わせにてご確認いただきたい。